

新型インフルエンザ等対策推進会議（第2回） 提出資料

令和5年10月4日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部
本部長（鳥取県知事） 平井 伸治

1 地域の実態に即した対応ができる体制づくり

- 地域の感染の実相を踏まえた感染対策とするため、都市部など特定の地域に限定しない全国各地の感染データを速やかに収集し、対策に反映できる仕組みを導入すべき。
- また、内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構の意思決定のプロセスに実務者である地方の代表を十分に参画させることや、国と地方が定期的に協議を行う場の設置など、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入すべき。
- 国と地方機関における感染データのやりとりについては、目前の感染症危機管理に国と地方とが一体となって連携して対処していけるよう、フラットなネットワーク関係を構築し、双方向のデータのやりとりが円滑に行われるようにすべき。

2 感染症危機管理に備えた平時の取組の強化

- 平時から感染症専門医等の医療人材を育成し、人材派遣等の裾野を広げる仕組みを導入すべき。
- 新型コロナウイルス感染症対応で整備した設備・機器について、新たな感染症の発生等に備え、維持管理・更新、費用負担の考え方等の基本的な方針を定めておくべき。

※今後、新型コロナの収束に伴い利用する機会が少なくなる設備・機器が増えることが予想される。

3 初動対応の具体の対応

- 国外発生初期から、幅広い国や地域からの入国者に対して、検査や健康観察を入念に行うなどし、国内への流入をしっかりと防ぐ体制を整備すべき。
- 入国制限の実施又は緩和に当たっては、地方が把握している国外流入による感染情報等も踏まえて判断すべきであり、事前に地方側と協議する仕組みを導入すべき。
- 検疫後の健康フォローアップ終了まで国が責任もって対応するなど、感染者の受入体制整備に多忙を極めている地方に負担のない検疫体制とすべき。
- 国外発生初期において、国が入手した現地の最新情報を地方自治体にも随時情報共有いただく体制とすべき。
- 未知の感染症に対する国民の不安解消のため、帰国者・接触者に限らず、幅広い相談に対応できる窓口を、都道府県だけでなく、国においても初動時から設置すべき。
- 新型インフルエンザ等の国内発生に備え、人権に配慮して、症状等を踏まえた全国統一の公表基準を事前に整備しておくべき。